

●静岡市公共下水道事業の概要(R6.3.31)

静岡市				処 理 区						
項 目		単位	全体	高松	城北	中島	長田	南部	北部	静岡
概況	行政区域	ha	141,193							
	市街化区域	ha	10,537							
	R5 年度末行政人口①	人	675,610							
全体計画	全体計画面積	ha	10,150.8	705.0	984.0	2,725.9	1,046.0	947.0	498.6	3,244.3
	全体計画人口	人	568,600	60,700	70,400	156,500	57,500	35,900	17,100	170,500
	計画汚水量（日最大）	m³/日	319,500	38,500	35,500	85,900	30,000	22,000	11,100	96,500
	浄化センター計画処理能力（日最大）	m³/日	320,000	38,500	35,500	85,900	30,500	22,000	11,100	96,500
					3 系列	6 系列	8 系列	2 系列	2 系列	6 系列
事業計画	事業計画年月日			T12.2.20 (R6.3.1)	S5.1.8 (R6.3.1)	S51.12.23 (R6.3.1)	H6.5.2 (R6.3.1)	S30.11.11 (R6.3.1)	S50.5.28 (R6.3.1)	H1.8.21 (R6.3.1)
	事業計画区域面積②	ha	9,785.2	705.0	984.0	2,696.8	1,046.0	767.9	444.2	3,141.3
	事業計画人口	人	568,200	61,500	71,300	158,400	58,300	33,700	16,000	169,000
	計画汚水量（日最大）	m³/日	405,400	126,000	36,000	88,300	30,400	19,100	10,400	95,200
	浄化センター計画処理能力（日最大）	m³/日	500,100	167,300	54,000	101,200	30,500	35,500	15,100	96,500
					3 系列	6 系列	8 系列	2 系列	2 系列	6 系列

※令和5年度末行政人口①は由比・蒲原（17,406 人）を含む。

※全体計画は令和2年度の計画を使用（令和5年度より反映）

令和5年度末（令和6年3月31日現在）

整備状況	整備面積③	ha	9,086.99	704.25	925.29	2,588.82	929.13	822.06	349.49	2,767.95
	整備率（対事業計画）③／②	%	92.9%	99.9%	94.0%	96.0%	88.8%	107.1%	78.7%	88.1%
	浄化センター 現有処理能力（日最大）	m³/日	516,770	191,500	54,000	101,200	25,620	45,600	15,100	83,750
					3/3 系列	6/6 系列	6/8 系列	4/4 系列	2/2 系列	5/6 系列
処理状況	供用年月			S35.11	S52.4	S60.10	H14.6	S47.4	S56.11	H9.6
	処理区域面積	ha	9,061.45	704.25	925.29	2,584.51	920.16	819.18	348.96	2,759.10
	処理区域人口④	人	596,772	65,033	73,618	168,958	59,585	40,657	17,677	171,244
	普及率④／①	%	88.3%							

I 静岡市の概要

平成 17 年 4 月 1 日、全国 14 番目の政令指定都市に移行した静岡市は、首都圏と中京圏の中間にあり、太平洋国土軸上に位置するとともに、日本海方面に向けて本州中央部を横断する拠点に位置する。

平成 18 年 3 月 31 日には旧蒲原町、平成 20 年 11 月 1 日には旧由比町との合併を経て、市域面積は 1,411.83 平方キロメートルとなり、北に 3,000 メートル級の山々が連なる南アルプスを抱き、南に穏やかな駿河湾を臨み、人口は 693,389 人（令和 2 年 10 月「国勢調査」）を擁している。

気候は温暖で、令和 3 年の平均気温は 17.7 度と暖かく、平野部での降雪はほとんどみられない。また、晴天日が多く年間降水量 2,511.0 ミリメートルに比べて、年間日照時間は 2,304.4 時間である。

産業面では、商業、サービス業などの第 3 次産業や、港湾関連産業、工業も盛んで、商業都市としての性格と駿河湾臨海工業地帯の中心としての顔を併せ持っている。

工業は、駿河湾沿いに立地した、金属、機械、造船、木材、食料品などの製造や、家具、雛具・雛人形、プラスチックモデル、サンダル、仏壇・仏具などの長い伝統と技術を誇る地場産業が盛んである。農業においては、お茶のまち静岡として有名であり、そのほかにも、みかん、いちご、わさびなどが特産品となっている。また、駿河湾だけで漁を行っている桜えびも特産品の一つである。

観光資源も豊富で、山間部では、平成 26 年 6 月に登録された南アルプスユネスコエコパークをはじめ、奥大井県立自然公園、良質な温泉、また、南部には平成 25 年 6 月に世界文化遺産へ登録された「富士山」の構成資産の一つで、羽衣伝説で有名な「三保松原」、富士山の眺望日本一を誇る日本平を有し、平成 22 年に国宝指定された「久能山東照宮」、臨済寺、鉄舟寺、清見寺、青山荘など、徳川家康、山岡鉄舟、清水次郎長等にゆかりの寺社、旧跡も数多くみられる。

平成 21 年 6 月には富士山静岡空港が開港、平成 24 年 4 月には新東名高速道路が開通し、今後、中部横断自動車道、清水港の整備促進により、陸、海、空の結節点として、より高次の都市機能の集積が期待されている。

歴史と文化、さらには、ホビーを中心とした多様で多彩な産業の集積など、優れた地域資源に恵まれ、これらの資源を磨き上げ、「観光」をキーワードに地域活性化を推し進めるとともに、「静岡ブランド」を世界に発信している。

Ⅱ 静岡市公共下水道事業の概要

(1) 静岡市の下水道事業

本市では、平成 24 年度末まで高松、城北、南部、北部、中島、長田の 6 処理区を単独公共下水道として整備を進め、旧静岡市、旧清水市を流れる巴川を中心とした静清処理区を流域関連公共下水道として整備を進めてきた。静清処理区については、静岡県が流域下水道として幹線管きょ及び終末処理場の整備、維持管理を行ってきたが、旧静岡市、旧清水市の合併により流域下水道の要件を満たさなくなったことから、平成 25 年度より本市に移管され、本市の下水道は、すべて単独公共下水道となった。

都市下水路については、清水区の興津中町外 7 都市下水路が整備されている。

①公共下水道

主として市街地における下水（汚水・雨水）を排除し又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものを単独公共下水道、流末を流域下水道に接続するものを流域関連公共下水道という。

- 単独公共下水道

一つの市町村区域の中で、市町村が下水道管きょ、ポンプ場及び終末処理場を設置するもの。

- 流域関連公共下水道

市町村が下水道管きょ及びポンプ場を設置し、流末を流域下水道へ接続するもの。

②流域下水道（本市該当なし）

流域関連公共下水道からの下水を受け、2 市町村以上の下水を排除し及び処理するために、県が幹線管きょ及び終末処理場を設置し管理する下水道。

③都市下水路

主として、公共下水道事業計画（認可）区域外の市街地における雨水の排除を目的とした浸水防止を図る下水道。

(2) 下水道事業のあゆみ

①葵区、駿河区（旧静岡市）

旧静岡市の下水道事業は、大正 10 年に調査を始め、大正 12 年 2 月に事業認可を得て、翌 13 年 8 月に第 1 期事業に着手した。

当時の市街地は、排水路が未整備であったため、大雨の度に雨水があられ、浸水対策上は勿論、環境衛生上からも下水道の早期整備が望まれていた。

第 1 期事業は、葵区中心市街地約 186ha の下水道整備を行い、昭和 4 年 3 月に竣工した。第 2 期事業は、昭和 6 年 8 月、第 1 期区域の外周部約 215ha において事業着手し、昭和 13 年 3 月に竣工した。

また、同年には市街地の拡大に伴い、第 3 期事業として既設区域の外周部の下水道整備に着手したが、昭和 15 年の静岡大火、昭和 20 年の戦災等により事業は大幅に遅れ、翌 21 年、ついに第 3 期事業は打ち切りとなった。その後、昭和 27 年に、公営企業法の適用

と同時に公共下水道事業を再開し、昭和 35 年 11 月、高松浄化センターの供用開始により水洗化が可能となった。

また、市街地北東部の城北処理区は、昭和 5 年 1 月に事業認可を得て事業に着手し、昭和 52 年 4 月に城北浄化センターの 1 / 3 系列が稼働し、同処理区約 174 ha で水洗化が可能となった。

市街地南部においては、昭和 51 年 12 月に中島処理区として約 639ha の事業認可を得て、昭和 60 年 10 月に中島浄化センターの 1 / 8 系列が稼働し、同処理区約 305ha が供用開始し、水洗化が可能となった。平成 16 年 2 月には新エネルギー導入の一環である風力発電施設（環境部局所管）が完成し、同浄化センターの電力の一部として供給を開始した（令和 3 年度に解体済み）。更に、水処理施設の上部には人工芝多目的スポーツグラウンドの建設を行い、平成 16 年度より一般開放し、地域社会貢献の一助となっている。

安倍川以西の市街地については、長田処理区として平成 6 年 5 月に事業認可を得て、同年度より管きょ工事に着手した。翌 7 年度から長田浄化センターの建設に着手し、併せて周辺地域の管きょ整備を進め、平成 14 年 6 月、4 / 11 系列が稼働し、同処理区約 291ha が供用開始し、水洗化が可能となった。

藁科川以北の服織地区については、中島処理区の一部として平成 15 年 8 月に事業認可を得て、平成 16 年度より幹線の安倍川横断に着手するとともに地区内の管きょ整備を進め、平成 19 年度に供用開始し、水洗化が可能となった。

更に、旧 2 市を流れる巴川を中心とした静清流域下水道に接続する流域関連公共下水道（静清処理区）は、平成 3 年 4 月に事業認可を得て、長沼、川合地区を中心に整備が進められ、平成 9 年 6 月には、県が建設を進めてきた静清浄化センターの 1 / 8 系列が完成し、同処理区約 19 ha で水洗化が可能となった。（平成 25 年 4 月静岡市に移管）

また、平成 29 年 12 月には、人口減少など近年の社会情勢の変化を受け、「上下水道局」、「環境局」、「経済局」の 3 局が連携し、「各種汚水処理施設の整備区域の見直し」を行い、下水道全体計画区域の縮小をはかるとともに、今後の各種汚水処理施設の整備を効率的かつ適正に推進するための実施計画となる「静岡市汚水処理計画」を策定した。（清水区含む）

一方、浸水防除を目的とした雨水事業については、昭和 47 年に静岡市総合排水計画（雨水計画）を策定し、公共下水道認可区域内を公共下水道（雨水）、認可区域以外を都市下水路として整備することになった（平成 8 年度までは市長部局所管）。また、昭和 48 年に国の「河川と下水道との管理分担区分」の通達を受けて、平成 16 年 3 月に河川と下水道（都市下水路を含む）の管理分担区分を定め維持管理を行っている。

以降、公共下水道（雨水）の認可区域の拡大に合わせて、都市下水路を廃止し、公共下水道の雨水幹線に位置づけ、都市下水路は全て雨水幹線となっている。

現在は、平成 18 年 2 月に策定し、平成 31 年 3 月に改訂した静岡市浸水対策推進プラ

ンに基づき、葵区は城北地区を始め5地区で、駿河区は広野地区を始め10地区で下水道部が主要部局となり、整備を進め、葵区4地区、駿河区は10地区で対策が完了している。

②清水区（旧清水市）

清水区（旧清水市）の下水道事業は、第一期事業として中央排水区、江尻南部排水区、清水排水区（以上駒越処理区）、江尻北部排水区の市街地中心部約494haの事業認可を昭和30年に得て、整備を進め、江尻北部排水区を北部処理区に、駒越処理区を南部処理区に名称変更するなどし、昭和47年4月には、南部浄化センターが供用開始し、水洗化が可能となった。

その後、高度経済成長による産業活動の進展や生活様式の多様化、特に市の北部地域の急激な都市化現象に伴う公共用水域の水質汚濁が環境保全上の大きな問題となり、昭和50年の第5回変更認可において、北部処理区への分流区域の追加と北部浄化センターの新設を位置付け、整備を進め、昭和56年11月に北部浄化センターが供用開始し、巴川流域周辺のみならず、市街化が進展している地域についても水洗化が可能となった。

更に、旧2市を流れる巴川を中心とした静清流域下水道に接続する流域関連公共下水道（静清処理区）は、平成元年8月に事業認可を得て、船越、有東坂、吉川地区を中心に整備を進め、平成9年6月には、県が建設を進めてきた静清浄化センターの1／8系列が完成し、同処理区約308haを供用開始、その後も興津、飯田、長崎、大谷地区など区域拡大を図り、順次整備を進めている。

また、三保真崎地区の海岸がC. C. Z. 整備事業※1（市街化区域37.1ha、市街化調整区域30.9ha）の決定を受けたことにより、平成元年12月に、当地区の市街化調整区域30.9haを対象に事業着手し、平成7年度に供用開始した。

一方、雨水事業については、葵区、駿河区と同様に、公共下水道認可区域内の雨水排除を目的に、公共下水道（雨水）と認可区域以外を都市下水路として整備を始めた。以降、公共下水道（雨水）の認可区域の拡大に合わせて、都市下水路を廃止し、公共下水道の雨水幹線に位置づけている。また、管理区分についても葵区・駿河区と同様の維持管理を行っている。現在は、平成31年3月に改訂した静岡市浸水対策推進プランに基づき、下水道部では、浜川地区を始め11地区の整備を進め、3地区で対策が完了している。

※1 C. C. Z. 整備事業：コースタル・コミュニティ・ゾーンの略。民間活力を積極的に導入した諸施設の整備を行うことで様々な機能を備えた海浜空間を整備し、人々が気軽に海と親しめる空間をつくりだそうという事業で、市町村が計画を策定し国が認定を行うもので、整備にあたっては、海岸、公園、道路、下水道、治水などの公共事業を重点的に実施する。

③清水区（旧蒲原町・旧由比町）

清水区（旧蒲原町・旧由比町）の下水道事業は、雨水事業を先行し、その整備を都市下水路事業で実施しており、昭和47年に小金都市下水路（旧蒲原町）を、昭和59年に宮

田都市下水路（旧蒲原町）及び蟹沢都市下水路（旧由比町）を、昭和 63 年に諏訪都市下水路（旧蒲原町）を都市計画決定し、事業に着手、整備が完了している。汚水事業は旧富士川町を含めた 3 町で検討を重ねてきたが合意に至らず、未計画となっていた。静岡市と合併後、汚水処理方法の検討を行った結果、平成 26 年度に、下水道は整備せず合併処理浄化槽の普及促進を図っていくことを方針決定した。なお、善福寺地区（旧蒲原町）は農業集落排水施設により処理を行っている。

令和 5 年度末現在における静岡市（7 処理区）の下水道処理区域面積は約 9,061ha で、下水道処理人口普及率（行政人口に対する下水道が利用可能な区域に住む人口の割合）は 88.3%である。

下水道施設の耐震対策については、平成元年に高松浄化センター建築構造物の耐震化に着手し、平成 20 年度に浄化センター・ポンプ場の建築構造物の耐震化をすべて完了した。

そして、平成 20 年 2 月に「静岡市下水道地震対策緊急整備計画」（H20～H24）を策定、平成 24 年度の見直しを経て、現在は、「静岡市下水道総合地震対策計画（第 2 期）」（R4～R13）に基づき、防災上、特に重要とされている管路施設の耐震補強や浄化センター・ポンプ場土木構造物の耐震診断を順次進めている。

（３）下水道事業のビジョン

本市では、平成 21 年度末に、効率的、効果的な下水道整備と適正な管理を行っていくため、今後の下水道事業の整備方針を定めた「静岡市下水道ビジョン」並びに 10 年間に取組む施策の方向を示した「中期ビジョン」（H22～H31）、5 年間に取組む事業目標を掲げた「第 2 次中期経営計画（アクションプログラム）」（H22～H26）を策定し、事業を推進してきた。

そうしたなか、近年の社会情勢や事業環境の変化を踏まえ、厚生労働省が平成 25 年 3 月に「新水道ビジョン」を、国土交通省が平成 26 年 7 月に「新下水道ビジョン」を策定した。また平成 26 年 3 月には「水循環基本法」が制定され、この中で、「水は、国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いもの」とされ、水政策が初めて法的に位置づけられることとなった。

こうした国の法整備や人口減少社会の到来等の社会情勢の変化を背景とし、上下水道局では、日常生活に欠かすことのできないライフラインであり、貴重な水循環を支える水道と下水道の役割を再認識し、上下水道事業を一体として捉え、健全な水環境を市民の皆さんとともに未来へ引き継ぐため、将来にわたって目指す姿を示す「しずおか水ビジョン」を平成 27 年 3 月に策定した。

この「ビジョン」は、社会的背景、国の動向、市民ニーズなどを参考に上下水道事業が一体となって長期的に目指す姿を示したもので、市民の皆さんへの約束として位置付けている。将来を見通した「基本構想」と、その「基本構想」の実現に向けて定めた「基本計画（8 年間）」、さらに具体的な事務事業を示した「中期経営計画（4 年間）」で構成されており、以降、本ビジョンのもと各事業を推進しているところである。

本ビジョンは平成 29 年 1 月 16 日付「流域水循環計画※ 2」として全国 17 計画の 1 つに認定された。

その後、平成 31 年 3 月には、本ビジョンをさらに確かなものとするために、中期的な「基本計画」を改訂し、今後 12 年間の進むべき方向性を示した「静岡市上下水道事業経営戦略（下水道編）」を新たに策定し、併せて令和元年度からの 4 年間で実施すべき 50 の事務事業を盛り込んだ「第 4 次中期経営計画」を策定した。令和 3 年 3 月には、計画策定時からの社会状況等の変化や附属機関である「静岡市上下水道事業経営協議会」からあがられた提案を踏まえて「第 4 次中期経営計画」を改訂した。

更に、令和 5 年 3 月には、策定後の課題などを整理・評価し、経営戦略を改定するとともに、現在は、令和 5 年度から令和 8 年度を計画期間とした「第 5 次中期経営計画」により、各事業を計画的に進めている。

※ 2 流域水循環計画 ： 流域における水循環の維持又は回復のための理念、基本的方向、目標を定め、水循環に関する取り組みを連携して推進するため、地方公共団体や国が策定した計画。

(4) 下水道事業の沿革

① 葵区・駿河区

大正	10 年		下水道調査を開始
	12 年	2 月	第 1 期下水道事業認可
	13 年	8 月	下水道管製作に着手
	14 年	1 月	下水管布設工事に着手
昭和	4 年	3 月	第 1 期下水道事業竣工 ・排水区域：186,30ha 計画排水人口：123,000 人
	5 年	1 月	第 2 期下水道事業認可
	6 年	8 月	下水管布設工事に着手
	8 年	10 月	第 3 期下水道事業の調査を開始
	12 年	11 月	第 3 期下水道事業認可 ・第 1 期、2 期区域の外周地区 計画排水面積：231,34ha 計画排水人口：92,690 人
	13 年	2 月	下水路築造に着手
	13 年	3 月	第 2 期下水道事業竣工 ・排水区域：215,24ha 計画排水人口：116,000 人
	15 年	1 月	静岡大火で市街地中心部 122ha が焼失
	15 年		焼失地区の区画整理事業と併行し、大火復興事業を起す
	20 年	3 月	大火復興事業完了
	20 年	6 月	戦災で市街地の大部分が焼失
	21 年	1 月	戦災による焼失地域の区画整理事業に伴い、戦災復興事業を起す
	21 年	3 月	第 3 期事業区域の大部分は戦災復興区域に包含されたため、第 3 期事業を打切る
	27 年	4 月	下水道使用料の徴収開始
		10 月	公営企業法の適用を受けると同時に第 3 期事業を再開し、下島幹線築造工事に着手
	30 年	1 月	第 3 期静岡市公共下水道事業第 1 回変更認可 ・区域の拡張及び高松下水処理場計画追加
	30 年		高松下水処理場用地買収
	30 年	3 月	高松下水処理場、消化槽建設に着手
	31 年	8 月	都市計画決定及び都市計画事業決定（第 1、2、3 期事業区域内）
	35 年	11 月	高松下水処理場、一次処理で供用開始
	37 年	7 月	建設大臣の表彰を受ける
	38 年	4 月	第 1 次下水道整備 5 ヶ年計画発足
	38 年	8 月	静岡市公共下水道事業計画第 2 回変更認可 ・東部下水処理計画を追加する厚生省認可
	40 年		東部下水処理場用地買収
	42 年	4 月	第 2 次下水道整備 5 ヶ年計画発足
	44 年	7 月	静岡市公共下水道事業計画第 3 回目の変更認可 ・下水流出量等基本条件及び幹線の変更、旧駿府城跡 49,58ha を東部処理区へ追加、小黒、沓谷、 銭座町、瓦場町地区を削除
	45 年	3 月	受益者負担金制度を採用、同年 12 月徴収開始（114 円/㎡） 高松、東部排水区の都市計画決定及び都市計画法の事業認可

昭和	46 年	4 月	第3次下水道整備5ヶ年計画発足
	47 年	3 月	静岡市公共下水道基本計画を作成
	47 年	4 月	高松下水処理場、二次処理を開始、東部下水処理場建設に着手
	48 年	3 月	静岡市総合排水基本計画を作成
	49 年	11 月	東部処理区（城北処理区）拡張区域の都市計画決定
	50 年	1 月	静岡市公共下水道事業計画第4回目の変更認可 ・東部関係の名称を城北に変更し、区域を分流式で拡張、賤機山の一部を削除 ・城北下水処理場の全系列の認可を受ける
	50 年	2 月	高松処理区拡張区域及び中島処理区第2分区の都市計画決定
	50 年	3 月	中島下水処理場用地買収を開始
	51 年	4 月	第4次下水道整備5ヶ年計画が総事業費 129 億円で発足
	51 年	12 月	静岡市公共下水道事業計画第5回変更認可 ・南部地区（高松処理区以南、東名高速道以北）639.22ha を中島処理区第2分区とし、分流式で追加 ・中島下水処理場及び中島雨水ポンプ場計画の追加
	52 年	2 月	中島処理区及び城北処理区の都市計画法事業認可
	52 年	3月末	城北下水処理場 1/3 系列を供用開始（173.91ha）
	52 年	7 月	静岡市公共下水道事業計画第6回変更認可 ・高松処理区の拡張及び高松下水処理場の増設の変更認可
	53 年	3 月	受益者負担金条例一部改正 城北地区：180ha（173 円/ m ² ）
	53 年	12 月	城北下水処理場が 1/2 系列迄完成、処理能力 38,650m ³ /日最大となる
	54 年	3 月	中島地区第2分区の都市計画決定の変更 ・幹線管渠のルートを変更
	54 年	4 月	高松下水処理場の増設計画のうち 50,850m ³ /日最大が完成、処理能力 155,150m ³ /日最大となる
	54 年	6 月	静岡市公共下水道事業計画第7回変更認可 ・中島処理区の污水幹線と土場川排水区雨水幹線のルート変更及び原単位等を安倍川、巴川流域別下水道整備総合計画に整合
	54 年	8 月	中島処理区の都市計画法変更事業認可
	55 年	7 月	中島 1・2号幹線の建設に着手
	55 年	8 月	中島下水処理場（雨水・汚水沈砂池及びポンプ棟）建設に着手
	56 年	2 月	静岡市公共下水道事業計画第8回変更認可 ・城北処理区 135.46ha の拡張認可他
	56 年	4 月	第5次下水道整備5ヶ年計画が総事業 318 億円で発足
	56 年	6 月	中島処理区の污水枝管整備に着手、中島下水処理場（水処理施設）建設に着手
	57 年	1 月	城北処理区及び高松処理区の都市計画法変更事業認可
	57 年	3 月	高松下水処理場、二次処理施設の増設計画が完了、処理能力は 206,000 m ³ /日最大となる
	57 年	12 月	土場川排水区、中島雨水ポンプ場供用開始（972m ³ /min）
	59 年	3 月	受益者負担金条例一部改正 中島地区：633.22ha（258 円/ m ² ）
	60 年	4 月	高松処理区流入及び放流幹線ルート変更の都市計画決定 静岡広域下水道事業促進協議会を設立
	60 年	5 月	静岡市公共下水道事業計画第9回変更認可 ・高松下水処理場の雨天時流入渠・同放流渠のルート及び形状を変更
	60 年	10 月	中島下水処理場 1/8 系列を供用開始（305.37ha）

昭和	60 年	10 月	静岡市公共下水道事業計画第 10 回変更認可 ・城北下水処理場の汚泥濃縮槽第 2 槽を重力式から機械式に及び中島処理区の中島 3 号幹線ルートを変更
	61 年	3 月	高松、城北及び中島処理区の都市計画法変更事業認可
	61 年	12 月	中島処理区拡張区域（汚水 428ha、雨水 1,161ha）の都市計画決定
	62 年	2 月	静岡市公共下水道事業計画第 11 回変更認可 ・中島処理区の都市計画法変更事業認可
	63 年	3 月	静岡市公共下水道事業計画第 12 回変更認可 ・中島下水処理場の汚泥処理方式を消化方式から直脱方式に変更
	63 年	12 月	静清広域都市計画下水道の変更 ・中島処理区 賤機地区の拡張、汚水雨水共 2,288ha ・城北処理区 麻機北地区の拡張、汚水雨水共 947ha ・高松処理区 放流幹線の位置変更
平成	元 年	3 月	静岡市公共下水道事業計画第 13 回変更認可 ・中島処理区、大谷、東豊田、伝馬町新田地区 954ha を拡張 高松、城北及び中島処理区の都市計画法変更事業認可
	元 年	7 月	中島下水処理場汚泥処理施設の建設に着手
	元 年	9 月	静清広域都市計画下水道の変更 ・中島処理区、大谷汚水中継ポンプ場の位置変更 ・静清広域都市計画下水道の決定 ・静清処理区（静清流域関連）汚水雨水共 910ha
	元 年	10 月	静岡市公共下水道事業計画第 14 回変更認可 ・中島処理区、大谷汚水中継ポンプ場の位置変更
	元 年	12 月	都市計画法変更事業認可
	2 年	3 月末	中島処理区、小鹿汚水中継ポンプ場供用開始
	3 年	3 月末	中島処理区、西大谷汚水中継ポンプ場供用開始
	3 年	4 月	静清流域関連静岡市公共下水道事業計画認可 静清処理区の都市計画法事業認可
	3 年	7 月	中島下水処理場水処理施設増設に着手
	4 年	6 月	静清広域都市計画下水道の決定（長田処理区） ・汚水 1,056.00ha、雨水 1,056.00ha
	4 年	10 月	中島下水処理場汚泥処理施設を供用開始
	5 年	3 月	静清広域都市計画下水道の変更 ・城北処理区 麻機南、北地区（市街化調整区域）の拡張、汚水 984ha 幹線管渠基準改正に伴う変更 ・高松処理区 幹線管渠基準改正に伴う変更 ・中島処理区 幹線管渠基準改正に伴う変更
	5 年	7 月	静岡市公共下水道事業計画第 15 回変更認可 ・城北処理区 調整区域 37ha を拡張
	5 年	9 月	静清広域都市計画下水道事業変更認可
	5 年	12 月	静清広域都市計画下水道の変更 ・中島処理区 行政区域境修正による変更 ・静清処理区 幹線管渠基準改正による変更
	6 年	5 月	静岡市公共下水道事業計画第 16 回変更認可 ・長田処理区 817ha を追加
	6 年	6 月	静清流域関連静岡市公共下水道事業計画第 1 回変更認可 ・処理分区の分割及び主要な管渠の変更

平成	7年	4月	城北下水処理場、雨水沈砂池、雨水ポンプ、放流ポンプを供用開始
	8年	1月	静清広域都市計画下水道の変更 ・中島処理区 東静岡地区 34ha を静清処理区より追加 ・静清処理区 東静岡地区 34ha を中島処理区に追加 ・下川原雨水ポンプ場（ポンプ棟）建設に着手
	8年	3月	長田浄化センター（ブローラ棟及びスクリーンポンプ棟）建設に着手
	8年	11月	中島下水処理場 汚泥焼却施設増設に着手（100t 炉）
	9年	3月	静岡市公共下水道計画第 17 回変更認可 静清広域都市計画下水道事業変更認可
	9年	6月	静清浄化センター1/8 系列を供用開始（19.19ha）
	10年	1月	静清流域関連静岡市公共下水道事業計画第2回変更認可 ・瀬名地区及び東静岡地区 298.7ha を拡張、雨水排水区 45.4ha を追加
	10年	2月	静清広域都市計画下水道事業変更認可（静清）
	10年	3月	静清広域都市計画下水道事業変更認可 ・高松処理区の事業期間を延伸
	10年	7月	中島下水処理場水処理施設増設に着手（6/8 系列）
	11年	3月末	下川原排水区、下川原雨水ポンプ場供用開始
	12年	1月	中島下水処理場汚泥焼却施設（100t 炉増設）供用開始
	12年	6月	静清流域関連静岡市公共下水道事業計画第3回変更認可
	13年	3月	静岡市公共下水道計画第 18 回変更認可 ・中島処理区 中島市街化調整区域 26ha、長田処理区 丸子地区 214ha を拡張
	13年	3月末	中島処理場水処理施設増設分供用開始（5/8 系列）
	14年	1月	静清広域都市計画下水道の変更 ・中島処理区（服織地区） 市街化区域 228ha を拡張、汚水雨水共 2,550ha
	14年	6月	長田浄化センター4/11 系列を供用開始（290.76ha） 長田処理区、用宗汚水中継ポンプ場供用開始
	14年	7月	安倍川大下水路（葵区南安倍二丁目）ろ過スクリーン完成

②清水区

昭和	29年	12月	日本下水道協会に下水道の計画設置を依頼
	30年	11月	公共下水道事業認可 494.8ha
	31年	4月	下水道事業に着手
	32年	9月	都市計画下水道の計画並びに事業決定 ・総面積 494.8ha（中央 79.6ha 江尻北部 103.3ha 江尻南部 94.9ha 清水 217.0ha）
	33年	3月	中央ポンプ場（現 築地ポンプ場）供用開始
	35年	3月	下水道条例制定
	35年	4月	下水道使用料の徴収開始
	38年	3月	下水道条例改正
	38年	11月	清水市公共下水道第 1 回変更認可 ・江尻南部及び江尻北部排水区域の変更、江尻北部排水区の管系統の変更及び江尻ポンプ場の計画
	40年	3月	都市計画下水道の変更 ・江尻ポンプ場の位置の変更及びそれに伴う管渠延長・吐口の変更

昭和	41 年	3 月	都市計画下水道の変更 ・江尻ポンプ場の変更及びそれに伴う管渠吐口の位置変更
	41 年	5 月	下水道江尻ポンプ場（現 愛染ポンプ場）供用開始
	41 年	11 月	清水市公共下水道第2回変更認可 ・処理場予定位置の変更及び中級処理を高級処理に変更、江尻ポンプ場位置の変更
	43 年	2 月	下水道終末処理場施設築造に着手
	44 年	9 月	下水道料金等審議会条例制定
	44 年	12 月	下水道条例改正（受益者負担金徴収）
	45 年	2 月	清水市公共下水道第3回変更認可 ・清水排水区の変更、入江排水区に浜田ポンプ場を追加、江尻北部排水区の区域追加、江尻南部排水区の分水人孔の廃止及び一部区域の削除、人口密度の表現の変更、計画単位汚水量の変更
	45 年	4 月	下水道事業受益者負担金徴収条例施行 下水道使用料改正
	46 年	12 月	小金都市下水路（旧蒲原町）都市計画決定 楠新田都市下水路の都市計画決定
	47 年	1 月	小金都市下水路（旧蒲原町）事業認可
	47 年	3 月	清水市基本構想策定 清水市公共下水道第4回変更認可 ・清水地区の清開ポンプ場位置の変更、清開ポンプ場位置の変更による幹線ルートの一部変更、処理区及び各施設の名称変更 下水道条例改正（使用料の改正）
	47 年	4 月	下水道排水設備指定工事業者発足 南部終末処理場供用開始
	47 年	10 月	楠新田都市下水路事業認可
	48 年	6 月	三保都市下水路計画並びに事業決定
	48 年	7 月	清開ポンプ場供用開始
	48 年	11 月	三保都市下水路事業認可
	49 年	11 月	三保都市下水路計画決定の変更
	50 年	2 月	清水市公共下水道（北部処理区）計画並びに事業決定 清水市公共下水道（南部処理区）計画決定の変更
	50 年	4 月	南部終末処理場を南部浄化センターに名称変更
	50 年	5 月	清水市公共下水道第5回変更認可 ・北部処理区の追加、北部終末処理場の新設、雨水流出量算定公式 ・愛染ポンプ場の拡張 ・南部処理区の一部追加
	50 年	10 月	弥生都市下水路計画並びに事業決定
	50 年	12 月	下水道条例改正
	51 年	4 月	三保都市下水路計画決定の変更
	51 年	5 月	三保都市下水路第 1 次認可変更
	51 年	8 月	捨川都市下水路計画並びに事業決定
	51 年	11 月	捨川都市下水路事業認可
	51 年	12 月	清水市公共下水道第6回変更認可 ・北部処理場の配置変更 北部終末処理場建設に着手（下水道事業団委託）

昭和	52 年	4 月	浜田ポンプ場雨水一部供用開始
	52 年	6 月	下水道条例（水質規制の強化）
	52 年	11 月	愛染ポンプ場増設工事着手
	53 年	4 月	折戸都市下水路の計画並びに事業決定
	55 年	1 月	清水市公共下水道（南部処理区）計画決定の変更 清水市公共下水道（北部処理区）計画決定の変更 村松都市下水路の計画並びに事業決定
	55 年	2 月	村松都市下水路事業認可
	55 年	4 月	清水市公共下水道第 7 回変更認可 ・下水道排除方式の一部変更、希釈倍率の変更 ・築地、浜田、清開、愛染ポンプ場及び南部終末処理場の拡張 ・雨水流出量算定公式の変更 ・幹線管渠の配置、構造及び能力の変更、雨水吐口の配置変更 ・宮加三地区の追加変更
	55 年	7 月	三保ポンプ場（雨水）供用開始
	55 年	9 月	第 2 次清水市基本構想策定
	56 年	2 月	駒越都市下水路事業認可
	56 年	3 月	三保都市下水路第 2 次変更認可 北部終末処理場完成
	56 年	4 月	南部処理場新系建設着手
	56 年	7 月	駒越都市下水路計画並びに事業決定
	56 年	8 月	駒越都市下水路第 1 次変更認可
	56 年	11 月	北部処理場供用開始
	57 年	3 月	清水市公共下水道第 8 回変更認可 ・南部終末処理場汚泥処理のフローの変更、汚泥脱水機的能力変更、水処理上部施設の追加
	57 年	11 月	八木間都市下水路計画並びに事業決定 八木間都市下水路事業認可
	58 年	7 月	村松都市下水路第 1 回変更認可 清水市公共下水道第 9 回変更認可 ・南部処理区の分合流区域の系統分離、宮加三ポンプ場計画（分流汚水専用）合流区域増補幹線の見直し、浜田、清開、築地ポンプ場の変更、北部終末処理場の脱水機の仕様変更
	58 年	8 月	清水市公共下水道（南部処理区）計画決定の変更（用途地域変更 南部処理区 918ha） 清水市公共下水道（北部処理区）計画決定の変更（用途地域変更 北部処理区 495ha）
	58 年	12 月	庵原都市下水路事業認可
	59 年	4 月	企業会計へ移行
	59 年	9 月	宮田都市下水路（旧蒲原町）都市計画決定 蟹沢都市下水路（旧由比町）都市計画決定
	59 年	11 月	宮田都市下水路（旧蒲原町）事業認可
	59 年	12 月	蟹沢都市下水路（旧由比町）事業認可
	60 年	4 月	施設管理事務所設置
	60 年	10 月	清水市公共下水道第 10 回変更認可 ・南部終末処理場水処理散気装置の使用変更、ブローア設備自家発電設備の容量変更 ・浜田宮加三幹線のルート変更に伴う一部管渠系統の変更 ・宮加三ポンプ場の変更 清水市公共下水道（南部処理区）の計画決定の変更

昭和	62 年	3 月	駒越都市下水路第 2 次変更認可
	62 年	4 月	折戸（雨水）ポンプ場、宮加三ポンプ場、南部終末処理場新系供用開始
	62 年	7 月	駒越都市下水路の計画決定の変更
	62 年	8 月	駒越都市下水路第 3 次変更認可
	62 年	12 月	八木間都市下水路の計画決定の変更
	63 年	3 月	三保都市下水路第 3 次変更認可 諏訪都市下水路（旧蒲原町）都市計画決定 庵原都市下水路第 1 次変更認可 下八木間北都市下水路の計画決定
	63 年	5 月	清水海岸コースタル・コミュニティ・ゾーン（CCZ）整備計画（建設省認定）
	63 年	10 月	第 3 次清水市総合計画基本構想の策定
	63 年	11 月	諏訪都市下水路（旧蒲原町）事業認可
	63 年	12 月	静清流域下水道の都市計画決定
平成	元年	3 月	下水道条例改正
	元年	6 月	清水市公共下水道（静清処理区）の計画決定
	元年	8 月	静清流域関連清水市公共下水道事業計画認可 面積 373.4ha
	元年	9 月	第 3 次清水市総合計画基本計画策定
	元年	10 月	興津中町都市下水路の都市計画決定 清水市公共下水道（南部処理区）の都市計画変更（CCZ 関連特環）
	元年	12 月	清水市公共下水道第 11 回変更認可 ・南部処理区、北部処理区の区域を追加、計画諸元の変更
	4 年	3 月	静清流域下水道の計画決定の変更
	5 年	12 月	清水市公共下水道（南部処理区）計画決定の変更 清水市公共下水道（北部処理区）計画決定の変更 清水市公共下水道（静清処理区）計画決定の変更 村松都市下水路計画決定の変更（廃止）
	6 年	1 月	静清流域下水道計画決定の変更 庵原都市下水路第 2 次変更認可
	6 年	4 月	市長部局から企業局へ
	7 年	1 月	三保都市下水路の計画決定の変更 駒越都市下水路の計画決定の変更（廃止） 折戸都市下水路の計画決定の変更（廃止） 清水市公共下水道（南部処理区）計画決定の変更
	7 年	3 月	三保特環区域供用開始 清水市公共下水道第 12 回変更認可 ・南部処理区区域の追加 折戸ポンプ場計画
	7 年	4 月	流域下水道担当を下水道建設課から下水道管理課へ移設
	7 年	10 月	静清流域関連清水市公共下水道事業計画第 1 回変更認可 ・静清処理区 397.9ha の拡張 処理区域の追加
	9 年	6 月	静清浄化センター供用開始（307.9ha）
	10 年	1 月	静清流域関連清水市公共下水道事業計画第 2 回変更認可 ・全体計画目標年次、人口フレーム及び原単位等の見直しに伴う変更
	10 年	4 月	折戸（汚水）ポンプ場供用開始
	11 年	3 月	清水市公共下水道（静清処理区）計画決定の変更

平成	12 年	4 月	静清流域関連清水市公共下水道事業計画第3回変更認可 ・静清処理区 670.3ha を拡張 処理区域の追加
	13 年	3 月	清水市公共下水道第 13 回変更認可
	13 年	4 月	部の名称が企業部から企業局に変更

③静岡市

平成	15 年	4 月	合併により新静岡市誕生
	15 年	8 月	静岡市公共下水道計画第 19 回変更認可 ・中島処理区 服織地区 228ha、長田処理区 用宗地区 15ha を拡張
	15 年	10 月	静清流域関連静岡市公共下水道事業計画第4回変更認可 ・静清処理区の雨水 184.8ha を拡張
	16 年	2 月	中島浄化センター風力発電施設による電力供給開始
	16 年	5 月	中島浄化センター水処理施設上部に中島人工芝多目的スポーツグラウンド完成
	17 年	3 月	静岡市公共下水道全体計画（污水）の策定 静岡市合流式下水道緊急改善計画の策定
	17 年	4 月	全国で 14 番目の政令市となる
	17 年	8 月	高松浄化センターから中島浄化センター汚泥集約施設への汚泥圧送開始
	17 年	11 月	静岡市公共下水道都市計画決定の変更 ・旧 2 市で処理区毎に都市計画決定していたものを一本化、名称を全処理区一括で「静岡市公共下水道」とする ・一本化に伴う幹線名称の変更及び処理場名称を浄化センターに統一 ・三保地区の排水区域拡大及び三保ポンプ場（污水）の追加 ・排除面積 1,000ha 未満の管渠の削除と起終点の変更
	18 年	2 月	静岡市浸水対策推進プラン策定 静岡市公共下水道事業計画第 20 回変更認可 ・中島処理区 6.5ha を静清処理区へ変更 南部処理区 351.1ha を静清処理区へ変更 静清処理区 3.6ha を北部処理区へ変更 ・南部処理区の汚水区域 118.4ha（内訳：三保地区 97.3ha、駒越地区 21.1ha）及び雨水区域 150.2ha（内訳：三保地区 129.1ha、駒越・折戸地区 21.1ha）を追加 ・三保地区の排水区域拡大に伴う、三保（污水）ポンプ場の追加 ・浄化センターの処理系列変更（中島 8→7、長田 11→10） ・計画放流水質設定 ・合流改善計画（スクリーン、貯留施設、雨天時活性汚泥法）
	18 年	3 月	下水道条例改正（下水道使用料の一元化 平成 18 年 6 月 1 日施行） 静清流域関連静岡市公共下水道事業計画第5回変更認可 ・中島処理区 6.5ha を静清処理区へ変更 南部処理区 351.1ha を静清処理区へ変更 静清処理区 3.6ha を北部処理区へ変更 蒲原町と合併 第 1 次静岡市下水道事業中期経営計画策定 静岡市再構築基本計画（管きよ）の策定
	19 年	8 月	城北処理区No.1（葵区上足洗一丁目）ろ過スクリーン完成
	20 年	2 月	静岡市下水道地震対策緊急整備計画の策定
	20 年	3 月	高松処理区No.10（駿河区小黒二丁目）ろ過スクリーン完成 静岡市再構築基本計画（施設）の策定

平成	20 年	4 月	清水北部処理区№.1（清水区本郷町）ろ過スクリーン完成 静岡市公共下水道事業計画第 21 回変更認可 ・（城北処理区）城北排水区 604ha を城北 494.6ha、大岩 92.8ha、唐瀬第一 16.6ha に分割（雨水） ・（長田処理区）広野排水区 47.8ha の追加（雨水） ・（南部処理区）折戸排水区 114ha を折戸第一 53.2ha、折戸第二 60.8ha に分割（雨水）
	20 年	11 月	由比町と合併
	21 年	1 月	城北処理区№.2（葵区上足洗二丁目）ろ過スクリーン完成
	21 年	2 月	静岡市公共下水道都市計画決定の変更 ・静岡市公共下水道排水区域の拡大 約 8,085ha⇒約 9,573ha（約 1,488ha 追加） ・楠新田都市下水路の廃止（L=約 916m、排水区域=41ha） ・捨川都市下水路の廃止（L=約 1,080m、排水区域=168ha） ・弥生都市下水路の廃止（排水区域=13ha）
	21 年	3 月	高松処理区№.3（駿河区馬淵一丁目）ろ過スクリーン完成 高松処理区№.9（駿河区稲川 2 丁目）ろ過スクリーン完成 清水北部浄化センター雨天時活性汚泥法（3W法）設備完成
	21 年	4 月	大谷地区の排水区域 45.3ha の浸水対策として大谷雨水ポンプ場の供用を開始
	22 年	2 月	静清流域関連静岡市公共下水道事業計画第 6 回変更認可 ・静清処理区 241.5ha の拡張 静岡市合流式下水道緊急改善計画変更
	22 年	3 月	静岡市下水道ビジョン、第 2 次静岡市下水道事業中期経営計画（H22～26）策定 静岡市公共下水道事業計画第 22 回変更認可 ・（城北処理区）城北排水区_唐瀬 1 号雨水幹線のルート変更 ・（長田処理区）下川原排水区_雨水貯留管の位置付け 高橋三丁目地区下水道浸水被害軽減総合計画策定 押切・石川新町地区下水道浸水被害軽減総合計画策定 巴川流域水害対策計画策定 清水南部浄化センター雨天時活性汚泥法（3W法）設備完成 三保地区の汚水専用ポンプ場として三保汚水ポンプ場の供用開始 清開ポンプ場自家発電設備棟建設 高松処理区№.2（駿河区新川一丁目）ろ過スクリーン完成
	22 年	12 月	静岡市公共下水道都市計画決定の変更 ・高橋、渋川、能島、長崎新田雨水ポンプ場の追加 ・高橋、渋川、能島、長崎新田雨水ポンプ場放流幹線の追加
	23 年	1 月	静清流域関連静岡市公共下水道事業計画第 7 回変更認可 ・（静清処理区）排水区 354.6ha の拡張 ・高橋、渋川、能島、長崎新田雨水ポンプ場の追加
	23 年	3 月	静岡市下水道における地球温暖化防止実行計画策定 静岡市公共下水道事業計画第 23 回変更認可 ・合流式下水道緊急改善計画の位置付け ・（中島処理区）中島浄化センター固形燃料化方式の採用 ・（長田処理区）下川原排水区雨水貯留管のルート変更
	24 年	3 月	静岡市合流式下水道緊急改善計画変更 巴川流域（都市浸水想定区域）内水ハザードマップの作成・公表
	24 年	4 月	寺田雨水ポンプ所 供用開始
	25 年	3 月	静岡市下水道総合地震対策計画の策定 下川原地区内水ハザードマップの作成・公表

平成	25 年	4 月	静岡市公共下水道都市計画決定の変更 ・ 静岡浄化センターおよび南部幹線、北部幹線、静岡浄化センター放流幹線の追加 静岡市公共下水道事業計画第 24 回変更 ・ 静岡処理区の追加（流域関連公共下水道→公共下水道） ・ 静岡市合流式下水道緊急改善計画変更 ・ 既設雨水排水施設の位置付け（西大谷雨水幹線、大谷雨水ポンプ場） ・ 静岡処理区（雨水）の内容変更（高橋雨水ポンプ場施設配置、入江、清水、大沢排水区域） 静岡浄化センター 静岡県より移管 花の木雨水ポンプ所 建設局より移管
	25 年	7 月	丸子井が谷雨水ポンプ所 供用開始
	25 年	11 月	城北浄化センター雨天時活性汚泥法（3W法）設備完成
	26 年	3 月	静岡市公共下水道再構築基本計画（管路）策定 静岡市下水道施設津波対策計画策定
	26 年	12 月	高松浄化センター雨天時活性汚泥法（3W法）設備完成
	27 年	3 月	静岡市公共下水道事業計画第 25 回変更 ・ 主要な管きょの配置、構造、能力の変更 ・ 処理施設の能力（処理方法）の変更 静岡市下水道再構築基本計画の策定 しずおか水ビジョン策定 静岡市上下水道事業第 3 次中期経営計画（H27～30）策定 巴川流域その 2（都市浸水想定区域外）内水ハザードマップの作成・公表
	27 年	7 月	静岡市浸水対策推進プラン改訂
	28 年	2 月	静岡駅北・駅南地区内水ハザードマップの作成・公表
	28 年	3 月	下川原雨水貯留管 完成
	28 年	5 月	静岡都市計画下水道の変更 ・ 静岡市公共下水道排水区域の拡大等 （汚水）約 9,901ha⇒約 9,932ha（約 32ha 追加、約 1ha 除外） （雨水）約 9,573ha⇒約 9,601ha（約 28ha 追加、約 1ha 除外）
	29 年	1 月	しずおか水ビジョンが、内閣官房水循環政策本部から「流域水循環計画」の 1 つとして認定される。 中島浄化センター汚泥燃料化施設 完成
	29 年	3 月	長田地区内水ハザードマップの作成・公表 静岡市公共下水道事業計画第 26 回変更 ・ 計画目標年次の変更（事業計画完成年度を 3 年間延伸し平成 34 年度とする） ・ 主要な管きょの配置、能力の変更、点検方法及び頻度等の追加 ・ 事業計画区域の変更（浜川排水区 136.0ha⇒135.4ha） ・ 排水区の分割及び排水区の名称追加（大谷川右岸第一排水区から豊田排水区を分割） ・ 汚泥処理施設の統廃合（清水南部浄化センター⇒静岡浄化センター） ・ 計画諸元の変更（計画人口、計画汚水量など）
	29 年	11 月	静岡都市計画下水道の変更 ・ 静岡市公共下水道排水区域の拡大（恩田原・片山地区） （汚水）約 9,932ha⇒約 9,972ha（約 40ha 追加） （雨水）約 9,601ha⇒約 9,640ha（約 40ha 追加）
	29 年	12 月	汚水処理施設の整備区域を見直し、静岡市汚水処理計画を策定
	30 年	3 月	清水区南部地区内水ハザードマップの作成・公表 静岡市公共下水道事業計画第 27 回変更 ・ 事業計画区域の変更（中島処理区 2600.9ha⇒2640.6ha） ・ 計画諸元の変更（計画人口、計画汚水量等）
	31 年	2 月	清水区北部地区内水ハザードマップの作成・公表

平成	31 年	3 月	静岡市公共下水道事業計画第 28 回変更 ・幹線管渠の変更（巴川右岸雨水 2-1 号幹線） 上下水道事業経営戦略（下水道編）（R1～R12）の策定 第 4 次静岡市上下水道事業中期経営計画（R1～R4）の策定 静岡市浸水対策推進プランの改訂
令和	元年	11 月	静岡市公共下水道事業計画第 29 回変更 ・幹線管渠の変更（唐瀬 1 号雨水幹線）
	2 年	3 月	蒲原・由比地区内水ハザードマップの作成・公表 籠上・服織地区内水ハザードマップの作成・公表
	2 年	4 月	送受泥施設（清水南部浄化センター⇒静岡浄化センター）供用開始
	2 年	8 月	静岡都市計画下水道の変更 ・静岡市公共下水道排水区域の拡大（飯田庵原地区） （汚水）約 9,972ha⇒約 10,034ha（約 62ha 追加） ・雨水ポンプ場の変更（渋川雨水ポンプ場 吐き口位置） 静岡市公共下水道事業計画第 30 回変更 ・事業計画区域の変更（静岡処理区 2902.6ha⇒2921.3ha） ・雨水ポンプ場の変更（渋川雨水ポンプ場 吐き口位置等）
	3 年	3 月	第 4 次静岡市上下水道事業中期経営計画（R1～R4）の改定 葵区・駿河区・清水区内水ハザードマップの作成・更新・公表 （従来のハザードマップを統合）
	4 年	2 月	静岡市公共下水道事業計画第 31 回変更 ・事業計画区域の変更（旧巴川右岸第 2 排水区：18.5ha 追加） ・雨水幹線の変更（清水雨水 1 号幹線 吐き口位置等） ・雨水ポンプ場の変更（能島雨水ポンプ場 ポンプ構造等） ・汚水ポンプ場の変更（清開ポンプ場 ポンプ構造） ・下水道法の改正に伴う、樋門等の点検頻度等
	4 年	3 月	静岡市公共下水道再構築基本計画の策定
	4 年	4 月	静岡都市計画下水道の変更 ・静岡市公共下水道排水区域の拡大（宮川・水上地区） （汚水）約 10,034ha⇒約 10,090ha（56.2ha 追加） （雨水）約 9,640ha⇒約 9,696ha（56.2ha 追加）
	4 年	7 月	高橋雨水ポンプ場 供用開始
	4 年	12 月	静岡都市計画下水道の変更 ・幹線管渠の一部廃止と終点の変更 ・宮加三ポンプ場の廃止
	5 年	1 月	静岡市公共下水道事業計画第 32 回変更 ・南部処理区 220ha を静岡処理区へ編入 ・宮加三ポンプ場の廃止（予定） ・幹線管渠の一部廃止と終点の変更 ・計画放流量の見直し及び変更 ・処理能力の変更（浄化センター、汚水ポンプ場） ・区域区分の変更に伴う区域変更の反映 ・雨水ポンプ場の変更（渋川雨水ポンプ場ポンプ構造、高橋雨水ポンプ場貯留施設等） ・事業期間の延伸（令和 5 年 3 月 31 日⇒令和 11 年 3 月 31 日）
	6 年	3 月	静岡市公共下水道事業計画第 33 回変更 ・事業計画区域の変更（宮川、水上地区：56.2ha 追加） ・汚水幹線の変更（大谷 1 号幹線 一部布設替え） ・廃止予定である宮加三ポンプ場の敷地面積変更

Ⅲ 公共下水道計画の概要

(1) 全体計画（目標年次は令和 12 年）

①汚水計画

下水道 区 分	処理区名	面積 (ha)	人口 (人)	計画汚水量			排除方式
				日平均 (m ³ /日)	日最大 (m ³ /日)	時間最大 (m ³ /日)	
単独公共 下水道 (内特環)	高 松	705.0	60,700	32,100	38,500	55,100	合流式
	城 北	984.0	70,400	29,500	35,500	50,600	合：124.0ha 分：860.0ha
	南 部 (内特環)	947.0 (70.9)	35,900 (44)	18,900	22,000	33,500	合：268.8ha 分：678.2ha
	北 部	498.6	17,100	9,600	11,100	17,100	合：97.2ha 分：401.4ha
	中 島	2,725.9	156,500	73,700	87,300	128,500	分流式
	長 田	1,046.0	57,500	25,100	30,000	43,300	分流式
	静清（静岡地区）	836.7	42,600	82,000	96,500	143,500	分流式
	静清（清水地区）	2,407.6	127,900				
計		10,150.8	568,600	270,900	320,900	471,600	合：1,195.0ha 分：8,955.8ha

②浄化センター計画

下水道 区 分	浄化センター名	所在地	敷地面積 (m ²)	処理方法 (合流改善対策)	計画処理能力	
					日最大 (m ³ /日)	雨天時最大 (m ³ /日)
単独公共 下水道	高 松	駿河区 登呂五丁目	43,600	標準活性汚泥法 (雨天時活性汚泥法)	38,500	516,000
	城 北	葵区 加藤島	59,300	標準活性汚泥法 (雨天時活性汚泥法)	35,500	280,800
	清水南部	清水区 清開三丁目	26,400	標準活性汚泥法 (雨天時活性汚泥法)	22,000	185,760
	清水北部	清水区 横砂	25,500	標準活性汚泥法 (雨天時活性汚泥法)	11,100	122,600
	中 島	駿河区 中島	160,800	標準活性汚泥法	87,300	—
	長 田	駿河区 下川原南	34,600	標準活性汚泥法	30,500	—
	静 清	清水区 清開一丁目	41,200	標準活性汚泥法	96,500	—

③汚水ポンプ場計画

ポンプ場名	所在地	敷地面積 (m ²)	処理区名	揚水量 (m ³ /min)		排水面積 (ha)	備考
				合流 (晴/雨)	分流		
西大谷	駿河区西大谷	1,150	中島	—	4.02	266	
小 鹿	駿河区小鹿	960	中島	—	12.00	455	
用 宗	駿河区用宗一丁目	1,820	長田	—	4.98	215	
築 地	清水区築地町	3,450	南部	8.40/815	—	79	合流地区
浜 田	清水区千歳町	4,920	南部	1.20/353	—	28	合流地区
清 開	清水区清開二丁目	8,040	南部	3.66/683	—	72	合流地区
宮加三	清水区宮加三	5,030	南部	—	5.64	264	廃止予定
折 戸	清水区折戸一丁目	3,500	南部	—	11.16	255	
三 保	清水区三保	4,060	南部	—	4.44	352	
愛 染	清水区愛染町	4,890	北部	3.84/777	—	79	合流地区

④雨水ポンプ施設計画

1) 雨水ポンプ場

ポンプ場名	所在地	敷地面積 (m ²)	排水区名	排水量 (m ³ /min)	排水面積 (ha)
中 島	駿河区中島	14,000	土場川	1,529	172
下川原	駿河区下川原南	7,700	下川原	1,931	223
大谷	駿河区大谷	352	旧大谷川	90	7
折戸	清水区折戸一丁目	3,500	駒越第2	473	41
三 保	清水区三保	4,060	三保第1、三保第2	937	96
渋 川	清水区渋川一丁目	1,400	巴川右岸第2	276	27
能 島	清水区北脇新田、押切	2,100	巴川左岸第4	619	71
長崎新田	清水区長崎新田	2,000	四方沢川	266	25
高 橋	清水区高橋三丁目	5,300	山原川右岸、山原川左岸	2,160	226

2) 雨水ポンプ所※

ポンプ所名	所在地	排水区名	排水量 (m ³ /min)	排水面積 (ha)
寺 田	駿河区寺田	丸子西	132	20
花の木	清水区永楽町	巴川左岸第5	210	20
丸子芹が谷	駿河区丸子芹が谷町	丸子西	167	19

※沈砂池を設けない形式かつ除じん機は簡易的なもので、電気室など一部施設が建物に囲まれているもの

⑤雨水計画

地区	排水区	対象区域 (ha)
静岡地区	61	6,535
清水地区	60	3,605
合計	121	10,140

(2) 事業計画（目標年次は令和 10 年）

①汚水計画

最終事業計画変更：令和5年度

処理区名	面積 (ha)	人口 (人)	計画汚水量			排除方式
			日平均 (m ³ /日)	日最大 (m ³ /日)	時間最大 (m ³ /日)	
高 松	705.0	61,500	119,600	126,000	142,800	合流式
城 北	984.0	71,300	29,900	36,000	51,200	合：124.0ha 分：860.0ha
南 部 (内特環)	767.9 (30.9)	33,700 (44)	16,200	19,100	28,400	合：268.8ha 分：499.1ha
北 部	444.2	16,000	9,000	10,400	16,000	合：97.2ha 分：347.0ha
中 島	2,696.8	158,400	74,500	88,300	129,900	分流式
長 田	1,046.0	58,300	25,500	30,400	43,900	分流式
静清（静岡地区）	836.7	45,500	80,800	95,200	141,300	分流式
静清（清水地区）	2,304.6	123,500				
計	9,785.2	568,200	355,500	405,400	553,500	合：1,195.0ha 分：8,590.2ha

②浄化センター

浄化 センター名	処理方法 (合流改善対策)	計画処理能力		放流先	備考
		日最大 (m ³ /日)	雨天時最大 (m ³ /日)		
高 松	高速エアレーション 沈殿法 標準活性汚泥法 (雨天時活性汚泥法)	167,300	516,000	浜川	S35.11 一次処理開始（簡易処理） S47.4 二次処理開始 (高速エアレーション) S54.3 標準活性汚泥法処理開始
城 北	標準活性汚泥法 (雨天時活性汚泥法)	54,000	280,800	巴川	S52.4 処理開始
清水南部	標準活性汚泥法 (雨天時活性汚泥法)	35,500	185,760	清水港	S47.4 処理開始（旧系） S62.4 処理開始（新系）
清水北部	標準活性汚泥法 (雨天時活性汚泥法)	15,100	122,600	清水港	S56.11 処理開始
中 島	標準活性汚泥法	101,200	—	安倍川	S60.10 処理開始
長 田	標準活性汚泥法	30,500	—	丸子川	H14.6 処理開始
静 清	標準活性汚泥法	96,500	—	巴川	H9.6 処理開始

③汚水ポンプ場計画

ポンプ場名	処理区名	揚水量 (m ³ /min)		排水面積 (ha)	備 考
		晴天時最大	雨天時最大		
西大谷	中島	5.52	—	265.7	H3.3 供用開始
小 鹿	中島	12.12	—	454.8	H2.3 供用開始
用 宗	長田	5.04	—	213.2	H14.6 供用開始
築 地	南部	8.34	883.00	125.2	合流地区 S33.3 供用開始 H2.3 供用開始（建替）
浜 田	南部	1.2	363.00	28.01	合流地区 S52.4 供用開始
清 開	南部	3.66	730.00	72.4	合流地区 S48.7 供用開始
宮加三	南部	5.76	—	245	S62.4 供用開始（廃止予定）
折 戸	南部	9.18	—	254.95	H10.4 供用開始
三 保	南部	2.46	—	351.85	H22.3 供用開始
愛 染	北部	3.9	847.00	102.86	合流地区 S41.5 供用開始 S55.3 供用開始（建替）

④雨水ポンプ施設計画

1) 雨水ポンプ場

ポンプ場名	排水区名	排水量 (m ³ /min)	排水面積 (ha)	備 考
中 島	土場川	1,529	172	S57.12 供用開始
下川原	下川原	1,931	223	H11.4 供用開始
大谷	旧大谷川	90	7	H21.4 大谷区画整理より譲渡
折 戸	駒越第2	473	41	S62.4 供用開始
三 保	三保第1	937	96	S55.7 供用開始
渋 川	巴川右岸第2	276	27	未供用
能 島	巴川左岸第4	619	53	未供用
長崎新田	四方沢川	266	25	未供用
高 橋	山原川左岸	1,555	196	R4.7 供用開始

2) 雨水ポンプ所

ポンプ所名	排水区名	排水量 (m ³ /min)	排水面積 (ha)	備 考
寺田	丸子西	132	20	H24.4 供用開始
花の木	巴川左岸第5	210	20	H25.4 建設局より移管
丸子芹が谷	丸子西	167	19	H25.7 供用開始

⑤雨水計画

排水区名	排水面積 (ha)	雨水きょ 延長 (m)	備考	排水区名	排水面積 (ha)	雨水きょ 延長 (m)	備考
●単独公共下水道【静岡地区】				丸子川上流	67.0	—	
城北	494.6	9,350		丸子常盤	27.0	230	
大岩	92.8	1,960		丸子西	34.0	—	
唐瀬第一	16.6	490		小豆川	86.0	—	
沓谷	192.3	4,520		広野	47.8	1,330	
麻機	95.0	130		大谷川右岸第2	115.3	3,790	
土場川	171.6	2,590		川合	46.7	1,430	
中央大	232.0	7,650		吉田川第2	6.5	—	
浜川	135.4	1,140		●単独公共下水道【清水地区】			
高松第二	246.0	5,410		中央	53.5	—	
中田	115.0	5,070		宮加三	88.0	240	
大谷川右岸第1	412.9	9,700		村松	90.0	2,010	
豊田	71.1	770		宮加三南	62.4	70	
大谷川左岸第1	468.4	2,830		駒越西第一	34.3	810	
吉田川第1	98.5	1,150		駒越第一	18.7	—	
旧大谷川	42.6	600		駒越第二	50.5	650	
伝馬町新田北	155.0	4,520		駒越第三	42.9	480	
伝馬町新田南	188.0	6,310		折戸第一	53.2	860	
の場	25.0	260		折戸第二	60.8	2,650	
久住谷川右岸第1	4.0	—		三保第一	87.3	1,430	
久住谷川右岸第2	19.0	—		三保第二	21.7	350	
久住谷川左岸	4.0	—		三保第四	20.1	—	
大門川上流	5.0	—		江尻北部	24.8	—	
大門川右岸	10.0	—		袖師	210.5	2,760	
大門川左岸	20.0	—		横砂	61.5	870	
柿田	32.0	330		西久保	41.0	970	
羽鳥	51.0	500		入江	92.0	170	
千代	35.0	540		浜田	20.7	—	
山崎	23.0	—		清水	96.7	1,720	
深谷	48.0	—		大沢	49.1	1,200	
向敷地	85.0	3,410		矢部	92.6	140	
鎌田	109.0	3,290		巴川左岸第4	52.5	810	
上川原	71.0	2,040		巴川左岸第5	20.3	480	
下川原	284.0	6,270		巴川右岸第2	61.8	1,260	
小坂	1.0	—		旧巴川右岸第2	18.5	590	
青木	46.0	1,200		山原川左岸	199.5	3,500	
小坂川左岸	67.0	600		四方沢川	24.5	510	
用宗第一	28.0	660					
用宗第二	33.0	150					
用宗第三	5.0	—					
石部	9.0	—					
				計	6,421.5	114,750	

(3) 処理区別整備状況（令和5年度末）

①管きょ

種別	年度	高松	城北	南部	北部	中島	長田	静清		由比	蒲原	計
								静岡	清水			
整備区域 面積（ha）	R3 年度	704	925	818	348	2,574	928	823	1,920	—	—	9,039
	R4 年度	704	925	819	348	2,584	928	823	1,935	—	—	9,067
	R5 年度	704	925	822	349	2,589	929	824	1,944	—	—	9,087
事業計画に対する整備率		99.9%	94.0%	107.1%	78.7%	96.0%	88.8%	98.5%	84.3%	—	—	92.9%
処理区域 面積（ha）	R3 年度	704	925	818	343	2,570	919	823	1,919	—	—	9,021
	R4 年度	704	925	819	343	2,580	919	823	1,926	—	—	9,040
	R5 年度	704	925	819	349	2,585	920	824	1,935	—	—	9,061
事業計画に対する整備率		99.9%	94.0%	106.7%	78.6%	95.8%	88.0%	98.5%	84.0%	—	—	92.6%
処理区域 人口（人） 外国人含む	R3 年度	65,551	75,134	41,485	18,067	169,241	60,595	49,235	124,429	—	—	603,737
	R4 年度	65,198	74,214	41,125	17,892	169,147	60,146	48,177	124,179	—	—	600,078
	R5 年度	65,033	73,618	40,657	17,677	168,958	59,585	47,942	123,302	—	—	596,772
※管きょ布設 延長（km）	R3 年度	241.3	271.0	358.0	96.0	663.4	277.9	195.2	407.6	0.8	1.4	2,513
	R4 年度	241.3	271.3	358.5	96.0	666.9	278.0	195.4	411.0	0.8	1.4	2,521
	R5 年度	241.5	271.5	359.1	96.4	668.2	278.1	195.6	412.8	0.8	1.4	2,525

※建設課及び維持課施工の汚水雨水、受贈、除却全てを含み他部局施工分は除く

②浄化センター

種別			高松		城北	清水南部	清水北部	中島	長田	静清
			高速工アロ	標準法						
処理能力	晴天時日最大 (m³/日)		90,700	100,800	54,000	45,600	15,100	101,200	25,620	83,750
			191,500							
	雨天時日最大 (m³/日)		300,000	300,000	280,800	171,200	102,500	—	—	—
			600,000							
処理系列	全体計画	系列	—		3 系列	2 系列	2 系列	6 系列	8 系列	6 系列
	事業計画	系列	—		3 系列	3 系列※	2 系列	6 系列	8 系列	6 系列
	供用済	系列	—		3 系列	3 系列※	2 系列	6 系列	6 系列	5 系列

※R9 宮加三ポンプ場の静清浄化センターへの編入に伴い、旧系列を廃止予定

③汚水ポンプ場

		西大谷	小鹿	用宗	築地	浜田	清閑	宮加三	折戸	三保	愛染
能力	汚水（m ³ /min）	13.5	21.0	9.2	68.0	44.0	140.6	64.0	14.0	7.2	70.0
	雨水（m ³ /min）				700	390	700				956
備考					合流	合流	合流				合流

※予備機含む

④雨水ポンプ場

1) 雨水ポンプ場

	中島	下川原	大谷	折戸	三保	高橋
現排水能力（m ³ /min）	1,722	2,000	90	576	721	1,620
ポンプ台数（既設/計画）	8/8 台	6/6 台	3/3 台	4/4 台	3/4 台	3/4 台

※大谷雨水ポンプ場は、H21.4.1 大谷区画整理より譲渡

2) 雨水ポンプ所

	寺田	花の木	丸子片が谷
現排水能力（m ³ /min）	151	160	167
ポンプ台数（既設/計画）	2/2 台	2/2 台	2/2 台

⑤雨水（合流区域含む）

排水区名	排水面積 (ha)	整備面積 (ha)	整備延長 (km)	備考
高松第一	—	—	—	705.0ha 合流区域除く
城北	494.6	179.7	4.89	124.0ha 合流区域除く
大岩	92.8	26.2	0.53	
唐瀬第一	16.6	16.6	0.13	
香谷	192.3	113.4	4.92	
麻機	95.0	50.6	—	
土場川	171.6	83.3	1.77	
中央大	232.0	166.0	5.24	
浜川	135.4	113.2	—	
高松第二	246.0	173.8	6.26	
中田	115.0	87.5	3.28	
大谷川右岸第一	412.9	363.7	7.74	
豊田	71.1	57.9	1.08	
大谷川左岸第一	468.4	79.0	0.37	
古田川第一	98.5	53.5	0.45	
旧大谷川	42.6	31.0	1.40	
伝馬町新田北	155.0	70.1	1.09	
伝馬町新田南	188.0	82.9	3.53	
新聞谷川右岸第一	—	—	—	
新聞谷川右岸第二	—	—	—	
新聞谷川右岸第三	—	—	—	
新聞谷川左岸第一	—	—	—	
新聞谷川左岸第二	—	—	—	
新聞谷川左岸第三	—	—	—	
久住谷川右岸第一	4.0	2.8	—	
久住谷川右岸第二	19.0	8.4	—	
久住谷川左岸	4.0	4.0	—	
大門川上流	5.0	4.9	—	
的場	25.0	1.6	—	
柿田	32.0	10.2	0.19	
羽鳥	51.0	12.3	—	
大門川右岸	10.0	0.0	—	
大門川左岸	20.0	2.8	—	
千代	35.0	16.9	1.85	
山崎	23.0	9.0	—	
慈悲尾	—	—	—	
産女	—	—	—	
牧ヶ谷	—	—	—	
深谷	48.0	22.4	—	
丸子川上流	67.0	39.5	—	
小豆川	86.0	53.5	—	
丸子常盤	27.0	3.6	—	
向敷地	85.0	58.3	2.91	
鎌田	109.0	66.7	1.82	
上川原	71.0	2.8	1.35	
下川原	284.0	283.7	1.85	下川原雨水貯留管の延長は除く
丸子西	34.0	22.0	1.27	
広野	47.8	1.4	—	
小坂	1.0	0.0	—	
青木	46.0	43.4	1.42	
小坂川左岸	67.0	32.9	0.60	
用宗第一	28.0	28.0	1.07	
用宗第二	33.0	29.6	0.99	
石部	9.0	2.5	—	
用宗第三	5.0	0.0	—	
川合	46.7	46.1	0.50	
大谷川右岸第二	115.3	77.1	0.00	
大谷川左岸第二	—	—	—	
古田川第二	6.5	0.0	0.00	
長尾川	—	—	—	
瀬名川	—	—	—	

静岡地区

排水区名	排水面積 (ha)	整備面積 (ha)	整備延長 (km)	備考
江尻南部	—	—	—	268.8ha 合流区域除く
中央	53.5	53.5	—	
村松	90.0	37.5	—	
宮加三南	62.4	62.2	—	
宮加三	88.0	82.3	0.30	
駒越西第一	34.3	34.3	0.08	
駒越西第二	—	—	—	
駒越第一	18.7	18.7	0.80	
駒越第二	50.5	50.5	1.52	
駒越第三	42.9	42.9	1.53	
折戸第一	53.2	40.7	0.79	
折戸第二	60.8	0.0	—	
三保第一	87.3	87.3	1.88	
三保第二	21.7	21.7	1.88	
三保第三	—	—	—	
三保第四	20.1	6.2	—	
江尻北部	24.8	24.8	—	97.2ha 合流区域除く
袖師	210.5	135.3	3.40	
横砂	61.5	32.6	1.43	
西久保	41.0	1.9	—	
尾羽	—	—	—	
草薙川	—	—	—	
四方沢川	24.5	0.0	—	
旧巴川右岸第 2	18.5	0.0	—	
巴川右岸第 1	—	—	—	
巴川右岸第 2	61.8	0.0	—	
谷津沢川	—	—	—	
大沢川左岸第 1	—	—	—	
大沢川左岸第 2	—	—	—	
大沢川左岸第 3	—	—	—	
大沢川左岸第 4	—	—	—	
瀬名新川	—	—	—	
巴川左岸第 1	—	—	—	
巴川左岸第 2	—	—	—	
巴川左岸第 3	—	—	—	
巴川左岸第 4	52.5	45.2	0.09	
巴川左岸第 5	20.3	8.4	—	
塩田川右岸	—	—	—	
塩田川左岸	—	—	—	
塩田川左岸第 2	—	—	—	
山原川	—	—	—	
山原川右岸	—	—	—	
山原川左岸	199.5	195.5	0.04	
入江	92.0	91.6	1.01	
浜田	20.7	20.7	—	
清水	96.7	49.8	—	
大沢	49.1	29.0	0.21	
矢部	92.6	51.6	—	
興津川右岸第 1	—	—	—	
興津川右岸第 2	—	—	—	
興津川右岸第 3	—	—	—	
興津川右岸第 4	—	—	—	
興津川右岸第 5	—	—	—	
興津川右岸第 6	—	—	—	
興津江川	—	—	—	
沢端川	—	—	—	
波多打川	—	—	—	
庵原川	—	—	—	
庵原川右岸	—	—	—	
山切川右岸第 1	—	—	—	
山切川右岸第 2	—	—	—	
合流区域	1195.0	1195.0	—	
その他	—	188.6	7.37	都市下水路、他部局施工等
合計	7616.5	5242.6	80.83	

清水地区